

国・東電の加害責任を徹底的に追及する

原発被害者訴訟の 全面解決をめざす



つと

二度とこの悲惨な人災を
繰り返さないための闘いです。
どなたさまもお越しく下さい。

2020

2/2 (sun)

13:00~16:00

日比谷コンベンションホール

日比谷公園内 日比谷図書文化館B1F

参加費 無料



講演と学習

全国の動きと今後の展望
各地の団体からの活動報告

Let's go!

スタンディングアピール
17:00~17:45 新橋駅SL広場



主催

原発被害者訴訟原告団全国連絡会
原発事故全国弁護団連絡会
原発訴訟全国支援ネットワーク

連絡先 原告団全国連事務局

東京都新宿区新宿2-1-3 サニーシティ新宿御苑10F
スモン公舎センター内
Tel: 03-6709-8090



ご支援をお願いします



2020年1月

原発被害者訴訟原告団全国連絡会（げんげんれん）

2011年3月11日の原発事故から9年が過ぎた今もなお、福島県のみならず広く東日本各地の原発事故被害者が被害を訴えて闘っています。そのうち22原告団・13,000人が手を繋いだのがこの会です。

国と東京電力は原発事故の責任を認めよ

国や東京電力などは、安全神話を振りまき、備えもしなかった結果で起きた原発事故への反省もなく『原発事故は終わった、一部の人たちが騒いでいるから風評被害がなくなる』といい、裁判でも、『想定外の地震・津波による事故で防げなかった、事故の責任はない』などと主張しています。

しかし、既に言い渡された判決では、明確に東京電力の原発事故の責任を事実認定し、事故被害者への賠償を命じています。同時に国の責任を認める判決も多数出ています。

今後、今年4月までの札幌地裁、仙台高裁、東京高裁、東京地裁の判決では、国と東京電力双方の責任を更に重く認めされなければなりません。



被害の実態に見合った救済と賠償を

今まで出た判決では、国と東京電力の責任が認められたとしても、被害者の主張が十分認められたとは言えません。今後の判決や控訴審では、被害の実態に見合った救済と賠償を求めています。

住宅提供打切りは避難生活破壊 無償提供再開を



2017年3月には、帰宅困難区域を除く福島県全域の避難指示が解除され、国と福島県は避難者に対する避難住宅の無償提供を次々と打ち切りました。

深刻な放射能汚染の現状を無視し、被害者である避難者を事実上強制的に帰還させるものです。原発事故被害者に対する最低限の賠償として、避難住宅の無償提供の打ち切り方針は撤回させなければなりません。



全国の裁判勝利のために 傍聴で応援してください

(全国の判決・結審)

- 2月20日 生業訴訟結審 (仙台高裁)
- 3月10日 北海道訴訟判決 (札幌地裁)
- 3月12日 避難者訴訟判決 (仙台高裁)
- 3月17日 小高に生きる訴訟判決 (東京高裁)
- 4月15日(予定) 阿武隈訴訟判決 (東京地裁)
- 4月21日 群馬訴訟結審 (東京高裁)
- 4月 or 5月 千葉訴訟結審 (東京高裁)
- 6月24日 九州訴訟判決 (福岡地裁)



国と東京電力が真相究明も被害回復もしないことに世論が批判の矢を向ければ、被害者切り捨ての施策を改めなければならなくなります。

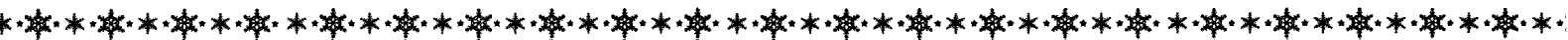
裁判の勝利のために、この国の未来の安全のために、みなさんの力をお貸しください。



*** 支援カンパのお願い ***

全国の原告団が話し合い、団結するための旅費負担が、私たちの活動を制約しています。遠方から会議に出席する原告団代表が、旅費の心配をせずに加われるよう、カンパでの支援をお願いいたします。

カンパ送金先 ゆうちょ銀行 原発訴訟全国連 記号 18210 番号 38239811



原発被害者訴訟の全面解決をめざす「2・2つどい」

報告者の方の“プロフィール”紹介

「2・2つどい」実行委員会事務局

□ 「控訴審の結審・判決の山場を迎えて」

原発事故全国弁護団連絡会議共同代表 米倉 勉

- ◇司法修習40期・1988年弁護士登録 渋谷共同法律事務所所属弁護士。
- ◇福島原発被害弁護団（通称：浜通り弁護団）幹事長／原発事故全国弁護団連絡会議（略称：全弁連）代表世話人として原発被害者訴訟弁護団のリーダーとして大活躍されています。
- ◇3・11福島原発事故以前は、航空機・鉄道等に関する事故訴訟を中心に弁護士活動をされていました。

□ 「国民的な支援と理解を求めて」

福島原発事故の被害救済と復興を検証する会 寺西俊一

- ◇「環境経済学」分野の専門家。一橋大学名誉教授／帝京大学教授。
- ◇日本環境会議理事長／「公害と環境」誌（岩波書店発行）の編集責任者。
- ◇2012年に開催された第1回「原発と人権」研究交流集会（福島大学）以来、原発被害者の問題解決に専門家の立場から関わり、第3回「原発と人権」集会実行委員長を務めました。
- ◇2019年には「福島原発事故の被害救済と復興を検証する会」を立ち上げました。「復興オリンピック」キャンペーンに対し、被害救済と復興の世論形成・政策提起の活動をされています。

□ 「今も続く水俣病被害とそのたたかい」

全国公害被害者総行動実行委員会事務局長 中山裕二

- ◇水俣病第一次～第三次訴訟、ノーモア・ミナマタ一次～二次訴訟と五次にわたる裁判闘争となっていますが、第二次訴訟から専従事務局として

長年関わってきました。現在は水俣病被害者の会事務局長として活動。

◇2008年からは全国公害被害者総行動実行委員会事務局長を務め、全国の公害被害者の団結の要としての役割を担っています。

2020年2月2日

控訴審の結審・判決の山場を迎えて

弁護士 米倉 勉

1 各地の裁判の今後の進展

(1) 一審（地裁）

3月10日 北海道訴訟判決

4月15日 阿武隈訴訟判決

6月24日 九州訴訟判決

その後も、各地で結審・判決が重なる予想

(2) 控訴審（高裁）

3月12日 いわき避難者訴訟一審判決（仙台高裁）

3月17日 小高に生きる訴訟判決（東京高裁）

4月21日 群馬訴訟結審予定

7月～8月 生業訴訟一審判決（仙台高裁・2月20日結審予定）

2 避難者訴訟の現段階

(1) 山形地裁判決をどうみるか

- ・被害が見えていない（見ようとしな）司法
- ・指針の追認（「既払い金を超える損害は認められない」）

(2) 被害は回復していない

- ・避難指示の解除後も、地域の状況・機能は回復していない実情
- ・だから帰還できない避難者 or 帰還しても回復しない地域生活

(3) 「故郷喪失・剥奪」という厳然たる事実

- ・事故後「予測」していた被害が、ついに「現実化」した避難区域の現状
- ・区域外避難者についても同様に、「帰還できない現実」（故郷喪失）の継続・固定

(4) そのような現実の中での審理・控訴審判決

- ・現に「見えている」被害事実を裁判所と共有する
- ・被害の長期化（＝深刻化）vs 被害の風化・「復興」宣伝

3 3月の仙台高裁判決の位置づけ

(1) 原判決を「前進」させる取り組み

- ・「一律救済」をした原判決＝「中間指針では不十分」という判断
- ・不十分な理解と評価を前進・変更させるための事実審理（証拠調べ）
- ・被害の実態を反映した適正な損害評価を期待したい

(2) 被害救済（賠償）のあるべき「水準」を形成させたい

- ・東電のみが被告、損害認定だけが事実上の争点
- ・重ねての事実審理（証拠調べ）を許容し、やり尽くした高裁の審理

(3) 判決後の取り組み

- ・「判決による賠償金支払い」だけではなく、公害被害の「最終解決」が求められる
謝罪、健康管理と医療支援、除染（原状回復）、社会的差別の克服・・・
- ・未提訴の膨大な被害者の権利救済・政治的解決の必要性

以上